

栃木県低入札価格工事対策試行指針

栃木県低入札価格工事対策試行要領第3条で定める対策については、下記のとおり実施することとする。

1 入札・契約手続きにおける対策

(1) 契約保証金の増額

「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」第4条第2項第1号に基づき、契約保証金額を契約金額の10分の3以上に増額する。

(2) 契約不適合責任期間の延長

「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」第4条第2項第2号に基づき、契約不適合責任の存続期間を、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内、設備機器本体等については、引渡し時の検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合に限り、引き渡しを受けた日から1年6ヶ月が経過する日までに延長する。

2 施工管理における対策

(1) 監督業務の強化

環境森林部、農政部及び県土整備部の発行する土木工事共通仕様書及びその他の県工事に係る仕様書（以下「共通仕様書等」という。）に定めるもののほか、以下のとおり実施する。

ア 監督員等による監督業務の頻度を高め、重点的に実施する。

イ 特に共通仕様書等に定める段階確認を徹底するほか、完成時不可視となる部分や重要な工程についても確認することとする。

ウ 請負者はイに係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を共通仕様書等に定める所定の様式により、監督員に提出しなければならない。

エ 請負者はイの確認を受けた後でなければ、次の工程に着手することはできない。ただし、監督員の承認を得た場合はこの限りでない。

オ 重大な不備や指摘事項等の再発が確認された場合で、監督員等による指示があった場合には、工事を一時中止して是正することとし、是正の確認を行うまで工事を再開してはならない。なお、工事の一時中止による工期の延長等は認めないこととする。

(2) 施工体制点検、安全パトロールの強化

ア 当該工事の施工について、下請負人があるときは、下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を、該当工事現場において、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

イ 各発注機関等が実施する施工体制点検及び安全パトロールに加え、各部局の検査監等及び各発注機関による臨時点検を実施する。

ウ 臨時点検は、技術者の専任制、元請による下請工事への実質的関与等、法定要件の遵守及び施工体制台帳の作成状況並びに安全管理の実施状況等について、重点的に実施する。

エ 技術者の専任制や一括下請負についての違反が明らかとなった場合には、契約書の規定に基づき契約解除等の処置をとることがある。

オ (1)のオを準用する。

(3) 工事コスト調査の実施

①機労材単価調査

ア 請負者は、工事着手前に「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」の重点調査及び特別重点調査をもとに機材、労務及び資材の実行予定単価を様式1-1により提出しなければならない。

また、変更契約を締結した場合には、速やかに変更後の内容に訂正し提出しなければならない。

- イ 請負者は、実際に支払った機材費の実行単価について、工事完了までに支払いを証明する資料（領収書等）の写しを添付して様式1-1により提出しなければならない。ただし、支払いが完了していないものについては、日限を決めて支払い後速やかに再提出することとする。
- ウ 実行単価が実行予定単価と異なり一定の割合を超える場合については、請負者は様式1-1によりその理由を記載し提出しなければならない。
- エ ウの理由に疑義がある場合は、請負者等に対し追加資料の請求もしくはヒアリング等により調査を実施することができる。

②間接工事費等調査

- ア 請負者は、契約後速やかに「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」の特別重点調査における積算内訳書、もしくは入札時の工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を様式1-2により提出しなければならない。
また、変更契約を締結した場合には、速やかに変更後の内容に訂正し提出しなければならない。
- イ 請負者は、工事完了までに直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の実際に要した額を様式1-2により提出しなければならない。
- ウ イの実際に要した額が特別重点調査における積算内訳書、もしくは入札時の工事費内訳書の額と異なり一定の割合を超える場合については、請負者はその理由を様式1-2により提出しなければならない。
- エ ウの理由に疑義がある場合は、請負者等に対し追加資料の請求、もしくはヒアリング等により調査を実施することができる。

(4) 下請契約及び支払い状況調査の実施

- ア 請負者は、栃木県建設工事請負契約書第8条に基づく下請負人の通知の際に、下請契約内容を様式2-1に取りまとめ、下請契約書等の写しを添えて提出しなければならない。
- イ アの内容に不備があり、監督員等の是正指示があった場合は、請負者は、改めて適正な内容により下請契約書等を取り交わさなければならない。
- ウ 請負者は、下請契約書等に基づき、下請代金を支払った時は、様式2-1に必要事項を記載し、領収書等の写しを添えて提出しなければならない。
- エ 支払期日までに支払いができない場合には、その理由及び新たな支払期日について、下請負人の承諾書を添えて提出しなければならない。
- オ 下請負人に対する不払いが明らかとなった場合は、建設業法等に基づき必要な措置を執ることがある。

(5) 品質証明の義務づけ

- ア 共通仕様書等に規定する「品質証明」の対象工事とする。
- イ 共通仕様書等に基づく品質証明員の通知は、書面により氏名、資格、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。
- ウ 品質証明に要する費用は、請負者が負担することとする。
- エ 前各号の規定は、栃木県（環境森林部、農政部、県土整備部及び企業局に限る。以下「栃木県」という。）が発注する建築工事等にも準用する。

(6) 現場代理人と主任技術者等の兼任禁止

「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」第4条第2項第3号に基づき、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、これを兼ねることができない。

(7) 施工体制台帳作成等の義務づけ

下請契約を行う場合は、「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」第4条第2項第4号に基づき、下請契約金額にかかわらず共通仕様書等に規定する施工体制台帳を作成するとともに、同項の規定を適用する。

(8) 文書による指示・注意

以下に該当する事項は文書により指示もしくは注意することとし、工事成績評定や入札参加等へ反映する。

①指示事項

- ア (1) のオ及び (2) のオによる指示を行う場合
- イ その他監督員等の指示や指摘に従わない等により改善を求める場合

②注意事項

- ア 調査内容が低入札価格調査時の内容と著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く）、または低入札価格調査時に虚偽の資料提出もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合
- イ 下請業者や資材納入業者等への不払いもしくは支払いの著しい遅延が明らかとなった場合
- ウ 本指針に定める報告や提出書類等において、虚偽の内容を報告し、または下請業者及び資材納入業者等に対し虚偽の内容の報告を求めた場合
- エ 正当な理由なく書類等の提出を拒み、またはいたずらに報告や書類等の提出を怠り、対策の実施に著しい支障をきたした場合
- オ その他監督員等の指示や指摘に従わない等、不誠実と認められる場合

3 その他の対策

(1) 粗雑工事における指名停止期間の加重

- ア 粗雑工事については、指名停止期間を最低1ヶ月から最低3ヶ月に加重する。

(2) 前年度工事評定結果等による低入札価格工事への専念義務

前年度において以下に該当する業者（JVの構成員を含む）が、低入札価格工事を受注した場合は、当該工事への専念義務を課すこととし、当該工事目的物の引渡しを受けるまでの間、栃木県が発注する他工事への入札（JVの構成員としての入札を含む）には参加することができないものとする。

- ア 栃木県発注の工事において工事成績評定結果が一定基準を下回った場合
- イ 2の(8)に規定する文書による注意・指示及び工物品質確保特別対策における文書による注意・指示を数回受けた場合。

なお、共同企業体（JV）が受けた「文書による指示・注意」は、その全ての構成員が受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成19年6月1日以降入札公告または指名通知を行う工事に適用する。
なお、平成18年7月1日制定した「ダンピング受注工事対策試行指針」は廃止する。
- 2 3の(2)に係る対策は、平成20年度以降起工する工事に適用する。

附 則

- 1 本指針は、平成20年1月1日以降入札公告または指名通知を行う工事に適用する。
- 2 本指針3の(2)に係る対策は、平成20年度以降起工する工事に適用する。

附 則

- 1 本指針は、令和2年6月10日以降入札公告または指名通知を行う工事に適用する。